

鹿屋市奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者の人材確保と若年者の地元就職の促進を図るため、奨学金返還支援制度を設けて従業員の奨学金の返還を支援する市内事業者に対し、予算の範囲内において鹿屋市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校及び専修学校（専門課程又は高等課程を置くものに限る。）をいう。
- (2) 奨学金 大学等の教育機関における就学を支援するために貸与される学資金等のうち、独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金及び鹿屋市奨学資金条例（平成18年鹿屋市条例第188号）に基づく奨学資金（補助金の趣旨から助成の対象外とすることが必要と市長が認めるものを除く。）をいう。
- (3) 正規雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇（その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されるところと等長期雇用を前提とした待遇をいう。）を受けている労働者をいう。
- (4) 奨学金返還支援制度 事業者が、就業規則、賃金規程その他従業員に周知された文書に明記する事項に基づいて、その雇用する従業員の奨学金の返還（当該従業員本人が主たる債務者であるものの返還に限る。）に係る負担を軽減するため、返還支援（年1回以上当該従業員に代わり奨学金の債権者に対して直接奨学金を返還することをいう。）を行う制度をいう。ただし、従業員が退職をした場合に、返還支援により支給し、又は当該従業員に代わり返還した金額の全部又は一部について、当該従業員に返還の義務を負わせる条件を付すものは除く。
- (5) 対象従業員 奨学金返還支援制度の対象となる正規雇用労働者のことをいい、

次に掲げる要件を全て満たす者をいう。ただし、市長が対象となる従業員とすることが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

ア 奨学金返還支援制度に基づく支援を初めて受けた年度における年齢が30歳未満である者

イ 補助対象期間において、市内に住所を有する者

ウ 補助金に係る奨学金について、当該奨学金の返還を延滞していない者

エ 国、県その他地方公共団体から補助を受けていない、又は受ける見込みのない者

オ 事業者（法人にあつてはその代表者。以下この号において同じ。）と同一生計でない者又は事業者の2親等以内の親族でない者

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 奨学金返還支援制度を設け、対象従業員に返還支援を行っていること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業主であること。

(5) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(6) 事業内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類するものでないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、第7条に規定する交付申請日の属する年度の前年度に奨学金返還支援制度により返還を支援した額（以下「支援額」という。）とする。ただし、この要綱の施行日前に奨学金返還支援制度により返還を支援した額は除く。

（交付対象期間）

第5条 補助金の交付対象期間は、対象従業員1人につき、通算60か月を上限とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、交付対象期間に返還支援をした額に2分の1を乗じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、対象従業員1人につき、年額30万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、鹿屋市奨学金返還支援補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象従業員の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (2) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(本人通知用)の写し
- (3) 対象従業員の奨学金の代理返還を証する書類(返還支援開始月がわかるもの)
- (4) 支援額がわかる書類の写し
- (5) 対象従業員の住民票の写し
- (6) 対象従業員が補助金に係る奨学金について返還を延滞していないことを証する書類
- (7) 申請者の公的身分証明書の写し(法人にあっては、定款の写し又は登記事項証明書)
- (8) 市内で事業を実施していることがわかる書類
- (9) 申請者の市税の滞納がないことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市奨学金返還支援補助金交付決定及び交付確定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことが適当であると認めたときは、鹿屋市奨学金返還支援補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第9条 前条第1項の通知を受けた者は、鹿屋市奨学金返還支援補助金交付請求書(別記第4号様式)により市長に補助金の請求を行うものとする。

(決定通知の取消し又は補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1号の決定通知を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、鹿屋市奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書(別記第5号様式)により交付決定者に対し通知するものとする。

3 第1項の規定による補助金の返還の通知は、鹿屋市奨学金返還支援補助金返還請求書(別記第6号様式)によるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記
第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

鹿屋市奨学金返還支援補助金交付申請書

鹿屋市奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、鹿屋市奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 申請内容

奨学金 ※該当する方を○で囲む		日本学生支援機構奨学金 ・ 鹿屋市奨学資金			
返還支援開始年月		年 月			
対象 従業員	フリガナ			生年	年 月 日
	氏名			月 日	満 歳
	住所				
対象従業員の奨学金返還を支援した額					
4 月	円	8 月	円	12 月	円
5 月	円	9 月	円	1 月	円
6 月	円	10 月	円	2 月	円
7 月	円	11 月	円	3 月	円
計 円 ・ ・ ・ ①					
交付申請額 (①×2分の1)		(※千円未満切捨て・上限 300,000 円) 円			

2 添付書類

- (1) 対象従業員の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (2) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（本人通知用）の写し
- (3) 対象従業員の奨学金の代理返還を証する書類（返還支援開始月がわかるもの）
- (4) 支援額がわかる書類の写し
- (5) 対象従業員の住民票の写し
- (6) 対象従業員が補助金に係る奨学金について返還を延滞していないことを証する書類
- (7) 申請者の公的身分証明書の写し（法人にあっては、定款の写し又は登記事項証明書）
- (8) 市内で事業を実施していることがわかる書類
- (9) 申請者の市税の滞納がないことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市奨学金返還支援補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市奨学金返還支援補助金については、鹿屋市奨学金返還支援補助金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市奨学金返還支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市奨学金返還支援補助金について、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、鹿屋市奨学金返還支援補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 不交付とした理由	
2 備考	

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名 印
電話番号

年度鹿屋市奨学金返還支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び交付確定のあった鹿屋市奨学金返還支援補助金について、鹿屋市奨学金返還支援補助金交付要綱第 9 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名			
支店等名			
種 別	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

注 申請者名義の口座を御記入ください。
注 口座を明確に照合できるもの（通帳コピー等）を必ず添付してください。

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び交付確定した鹿屋市奨学金返還支援補助金について、下記のとおり鹿屋市奨学金返還支援補助金交付要綱第 8 条の交付決定及び交付確定を取り消したので、同要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 取消年月日

2 取消しの理由

3 取り消した交付決定及び交付確定額

交付決定及び交付確定額

円

既交付額

円

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市奨学金返還支援補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び交付確定した鹿屋市奨学金返還支援補助金について、鹿屋市奨学金返還支援補助金交付要綱第10条第3項の規定により下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

1 返還金額	円
2 返還期限	年 月 日
3 返還方法	
4 返還理由	
5 交付決定及び交付確定の内容	(1) 交付決定及び交付確定額 円 (2) 既交付額 円